



福井労働局発表  
平成27年10月23日

担  
当

福井労働局労働基準部賃金室  
室長 久々津 真司  
賃金指導官 小池 敏一  
電話 0776-22-2691  
FAX 0776-21-6646

## 平成27年度特定最低賃金改正決定の答申について

- 1 福井労働局（局長 加藤 滋穂）は、8月21日に福井地方最低賃金審議会（会長 青垣 幹夫）に諮問した4業種に係る平成27年度の特定最低賃金改正決定について、10月14日から本日までに答申を受けた。
- 2 特定最低賃金の改正に当たっては、同審議会の下に各専門部会が設置され、具体的な審議が行われてきたものである。今後、異議の申出期間を経て、官報公示され、いずれも効力発生については、本年12月下旬を目途としている。
- 3 答申があった4業種の特定最低賃金の改正額等は別紙のとおりである。
- 4 福井県各種商品小売業最低賃金についての額の改正はなく、現行の最低賃金額「1時間 750円」が適用され続ける。

## 別 紙

答申を受けた特定最低賃金改正額、現行適用額との差額及び答申日

1 福井県紡績業、化学繊維、織物、染色整理業最低賃金

最低賃金額 1時間 740円 (+8円)

答申日 平成27年10月14日

2 福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金

最低賃金額 1時間 821円 (+11円)

答申日 平成27年10月23日

3 福井県電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業最低賃金（(略称) 福井県電気機械器具製造業最低賃金）

最低賃金額 1時間 790円 (+14円)

答申日 平成27年10月23日

4 福井県百貨店、総合スーパー最低賃金

最低賃金額 1時間 791円 (+18円)

答申日 平成27年10月23日